

2022年度 事業計画書

(2022年 4月1日から2023年 3月31日まで)

1. 概要

当法人は、定款第6条の規定のとおり、海事科学に関する教育研究に必要な援助及び海事科学に関する教育研究を中心とした国際交流活動の支援を行い、もって海事教育の振興に寄与するとともに、地域社会への海事思想の普及に貢献することを目的としています。具体的には次のとおり定款第7条各号に定める事業を実施します。

- (1) 教育研究活動に対する助成
- (2) 国際交流の推進に対する助成
- (3) 海事博物館に対する助成
- (4) 青少年及び地域社会への海事教育及び海事思想の普及に対する助成
- (5) その他この法人の目的を達するために必要な事業

当法人においては、平成20年12月に施行された公益法人改革関連法に基づき、平成25年度より一般財団法人に移行しました。

この際、一般財団法人への移行認可の条件として公益目的支出計画を策定しました。同計画における実施事業としては、旧寄附行為第4条各号の事業を継続事業とするとともに、「海事科学に関する研究及び教育に対する助成」として包括的に整理しました。今後、同計画が完了する見込みである2058年までは、当該事業を継続して実施する必要があります。

なお、カッター貸出事業については、税務上の収益事業に該当するため公益目的事業から切り離しました。収益の有無にかかわらず税務申告を行うとともに、収益が発生した場合は法人税等を納税する必要があります。

以上のとおり、2022年度の事業計画は、一般財団法人移行後の公益目的支出計画に則った内容となっています。

2. 実施事業の内容

| 継続事業「海事科学に関する研究及び教育に対する助成」 | | | | |
|--------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1. 教育研究活動に対する助成事業 | | | | |
| ① 海事教育活動への援助（大学院学生表彰経費等） | | | | |
| ② 海事研究活動への援助（海事研究調査旅費等） | | | | |
| ③ 附属図書館海事科学分館への援助 | | | | |
| ④ 海事科学振興に関する表彰 | | | | |
| 2. 国際交流の推進に対する助成事業 | | | | |
| ① 国際交流活動への援助（学生の国際学術交流活動、留学生への就学支援等） | | | | |
| 3. 海事博物館に対する助成事業 | | | | |
| ① 海事博物館研究年報発行への援助 | | | | |
| ② 加入団体年会費への援助 | | | | |
| 4. 青少年及び地域社会への海事教育及び海事思想の普及に対する助成事業 | | | | |
| ① 海事教育普及活動への援助 | | | | |
| ② 海事思想普及活動への援助 | | | | |
| 継続事業収支 | | 収入 | 0円 | 支出2,200,000円 |
| その他事業 | | | | |
| 5. カッター貸出事業 | | | | |
| ① カッターレースへの貸出 | | | | |
| カッター貸出事業収支 | | 収入1,400,000円 | 支出1,320,000円 | |
| 法人会計収支 | | 収入45,000円 | 支出931,000円 | |
| 法人全体の収支 | 収入1,445,000円 | 支出4,451,000円 | 収支差額 | △3,006,000円 |

3. 正味財産増減予算書の要旨

(単位：千円)

| 科 目 | 2022年度 | 2021年度 | 備 考 |
|--------------|--------|--------|---------------|
| 経 常 収 益 | | | |
| 受取利息・寄付金・補助金 | 45 | 45 | |
| カッター貸出料収益 | 1,400 | 1,400 | |
| 経常収益計 | 1,445 | 1,445 | |
| 経 常 費 用 | | | |
| 事業費 | 3,520 | 3,420 | 海事科学助成、カッター貸出 |
| 管理費 | 931 | 931 | 法人の維持管理費用 |
| 経常費用計 | 4,451 | 4,351 | |
| 正味財産増減額 | △3,006 | △2,906 | |
| 正味財産期首残高 | 96,545 | 99,451 | |
| 正味財産期末残高 | 93,539 | 96,545 | |

4. 法人管理業務

(1) 理事会

予算の審議（3月）、決算の承認（6月）

上記のほか、法人の業務執行の決定を行うため、必要に応じて開催します。

(2) 評議員会

定時評議員として毎年6月に理事会の招集決議に基づいて開催され、決算の承認、理事及び監事の選任、定款の変更など、法人存立の根幹に関わる事項を決定します。

(3) その他の法人管理業務

公益目的支出計画実施報告、役員登記、予算書・決算書の作成、税務申告など法人の維持管理に関する諸手続が必要となります。なお、当該手続については、百合岡事務所（神戸市兵庫区塚本通7-2-19）に対して顧問契約を締結しています。

①公益目的支出計画実施報告

②正味財産増減予算書・事業計画の作成

③決算書・事業報告の作成

④税務申告

⑤役員変更登記（随時）

以 上